

# PTA本部だより

年の瀬もいよいよ押し迫り、何かとあわただしい時期となりました。皆さまにはご健勝のこととお慶び申し上げます。間もなく冬休みです。ケガや事故のないよう、良い年をお迎えください。

## 《PTA本部からのお知らせ》

◎学校HP内、PTAのページにお便りが色々掲載されていますので、ぜひご覧ください。

## 青少年補導委員さんより

青少年補導委員は、「犯罪を未然に防ぐ」ことを目的に活動しています。  
千葉県では青少年健全育成条例が制定されています。今回、その中の一部をご紹介します。

### 『千葉県青少年健全育成条例』（対象は、小学生から18歳未満です。）

#### 深夜の外出制限（第23条の2）

保護者は、特別の事情がなければ、深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）青少年を外出させないように努めなければなりません。（罰金または科料）

#### 深夜における入場の禁止等（第23条の3）

カラオケボックス、インターネットカフェ、マンガ喫茶、個室ビデオ店等は、深夜に青少年を客として入場させてはなりません。たとえ、保護者同伴であっても禁止されています。（罰金または科料）

※ 万引きは、あまり罪の意識を感じずに犯すケースが多く、小学生の段階から見られます。また、軽微な犯罪ととらえられる傾向がありますが、空き巣や自動車盗と同じ窃盗罪で、刑法では「10年以下の懲役」と定められた重大な犯罪です。

### 『千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』

#### 前照灯の点灯（第5条の2）

自転車利用者は、日没から日の出までの間のほか、夕方には前照灯を点灯するよう努めなければなりません。夕暮れ時は事故が起きやすいことから、暗くなる前に早めにライトを点灯しましょう。

## 乗車用ヘルメットの着用等（第14条の3）

保護者は、その保護する児童等（高校生以下）が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用させ、または、使用させるよう努めなければなりません。

青少年センターでは、電話でのご相談を受け付けています。  
何かありましたらご利用ください。



相談専用電話 047-431-3749

月～金（土・日・祝日は休み）受付は 午前9時～午後4時まで

## 冬休み、インターネットトラブルに注意しましょう！

お子様が安全に安心してインターネットを利用するために  
保護者ができること

昨今、インターネットの普及により、誰でもインターネットを利用できる環境になっています。また、保護者の皆さまも、子供たちにどのようにインターネットを利用させるかということが難しい課題になっています。

そこで、インターネット利用普及啓発用リーフレット「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」を市ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

### 【検索方法】

- ・ 船橋市ホームページで「インターネット利用普及啓発用リーフレット」と検索。
- ・ 船橋市ホームページから「子ども・教育」>「子育て支援・青少年健全育成」>「青少年健全育成」>「健全育成事業」に進む。

### 【掲載内容】

- ① 保護者の理解と見守りが、お子様を守ります。
- ② お子様がどんな使い方をしているかご存知ですか？
- ③ 保護者ができる3つのポイント
- ④ 身近なところでも、トラブルが起きています。
- ⑤ まずは、身近な人に気軽に相談してみよう。



☆ 第5回運営委員会は、1月25日(木)10時より 1階新会議室にて行います。  
ぜひ傍聴にお越しください。

